

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「本協会」という。）の加盟団体に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款第5条第1項に規定する正会員を代表者とする団体であって、都道府県におけるグラウンド・ゴルフを統括する団体をいう。

(組織)

第3条 加盟団体は、各都道府県における統括団体として適正な組織を有しなければならない。
2 前項の団体名には、その加盟団体の都道府県名を付すものとする。

(遵守すべき事項)

第4条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本協会の規定等を遵守しなければならない。
2 加盟団体は、暴力、ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
3 加盟団体は、グラウンド・ゴルフに関する紛争について、公平で透明性のある手続きによって解決しなければならない。

(報告及び届出義務)

第5条 加盟団体は、毎年事業年度開始後、速やかに次の書類を本協会に届け出なければならない。
(1) 当該事業年度の「役員名簿」（役員の氏名、住所、及び役職名を記載したもの）
(2) 当該事業年度の「事業計画書」及び「予算書」
(3) 前事業年度の「事業報告書」及び「決算書」
(4) 本協会が必要と判断した資料
2 加盟団体は、次の事項に変更があったときは、その都度速やかに本協会へ報告しなければならない。
(1) 定款、諸規程の変更
(2) 事務所所在地の変更
(3) 役員の変更
3 加盟団体は、各団体の事業、運営又は活動に関する本協会からの問い合わせに対して適切に対応しなければならない。

(加盟)

第6条 本協会に加盟を希望する団体は、その代表者名により別に定める書類を本協会会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
2 加盟の承認は、理事会の決議による。

(脱退)

第7条 加盟団体が脱退しようとする場合には、その理由を記載した脱退届を本協会会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(指導・助言)

第8条 本協会は、定款第2章に定める事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導及び助言をすることができる。

(処分)

第9条 加盟団体が第2条に定めた組織を有しなくなったとき、又は第4条及び第5条に定める義務に著しく違反した場合には、理事会の決議により次の処分を行うことができる。

(1) 指導

(2) 勧告

(3) 資格停止

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会の決議を経て別に定める。

(不服申立)

第10条 本協会の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁によりこれを解決する。

(協議事項)

第11条 この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2023年6月21日から施行する。